

## 守口市子ども・子育て会議保育所等の職員による虐待事案審議部会設置要領

### （設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の 15 に規定する、所管行政庁が必要な措置を講じた事案について、専門的かつ公正な意見を述べるため、守口市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年守口市条例第 31 号）第 7 条の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）に保育所等の職員による虐待事案審議部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第 33 条の 15 第 1 項の規定による被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 33 条の 15 第 2 項に規定するその報告に係る事項について意見を述べること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、前条に規定する部会の設置目的を達成するために必要なこと。

### （部会長等）

第 3 条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

### （会議）

第 4 条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、子育て会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会員及び専門委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席している部会員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会は、議事に関して必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

### 附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。